

# 宮城県公報

宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 告 示

ページ

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請 (共同企画社会推進課) 一
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 ( ) 同 ( ) 一
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 一
- 保安林の指定実施要件の変更の予定(三件) (森林整備課) 一
- 公有水面埋立ての免許 (水産業基盤整備課) 三
- 開発行為に関する工事の完了(二件) (建築宅地課) 三
- 教育委員会定例会の開催 四

## 告 示

○宮城県告示第八百一号  
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十二年八月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 ゆめを育てる緑の故郷まるもり

一 代表者の氏名 引地 義弘

二 主たる事務所の所在地 伊具郡丸森町大内字東福田百九十番地一

三 定款に記載された目的 この法人は、丸森町民に対して、桜の植樹に関する事業を行い、丸森町内の活性化に寄与することを目的とする。

四 申請のあつた年月日 平成二十二年七月二十二日

○宮城県告示第八百二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十二年八月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 東鳴子ゆめ会議

一 代表者の氏名 大沼 伸治

二 主たる事務所の所在地 大崎市鳴子温泉字赤湯三十四番地

三 定款に記載された目的 この法人は、宮城県大崎市鳴子温泉地域の住民およびその周辺地域の住民に対して、地域に誇りを持てる地域づくりを進め、その発展に寄与することを目的とする。

四 申請のあつた年月日 平成二十二年七月二十二日

○宮城県告示第八百三号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十二年八月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一五四〇〇八一九	アースサポート仙台八木山 仙台市太白区八木山本町一丁目三十四番地八	居宅介護 重度訪問介護	アースサポート株式会社	平成二十二年八月一日

○宮城県告示第八百四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定実施要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があつた。

平成二十二年八月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
栗原市栗駒沿倉枯木立一から五まで、七から一八まで、一九から二八まで、三〇、三一
- 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種を定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十二年八月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市岩出山（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種を定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

- 二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
大崎市岩出山（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種を定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十二年八月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市田尻大貫（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更に係る指定施業要件

1 立木の伐採の方法

変更しない。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種は、次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林

整備課)及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第八百七号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、公有水面埋立てを次のとおり免許した。

平成二十二年八月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 免許年月日

平成二十二年七月二十八日

二 免許を受けた者の名称

東松島市

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(1) 位置

第一種月浜漁港区域内

東松島市宮戸字三サ河 五三番地と隣接する公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の点から③の地点までを結ぶ平成二十二年の春分の満潮位(D・L+1・八〇メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- ①の地点 基点(A3)(北緯三八度一九分二七・一八五五二秒 東経 四〇度〇九分二五・六一五六二秒)から一八四度三三分五五秒 九四・三七メートルの地点
  - ②の地点 ①の地点から 七一度〇九分〇〇秒 三・九二メートルの地点
  - ③の地点 ②の地点から 七二度三三分三七秒 七・四七メートルの地点
  - ④の地点 ③の地点から 一六二度三八分一六秒 八七・〇八メートルの地点
  - ⑤の地点 ④の地点から 一三〇度三〇分四六秒 一三・〇〇メートルの地点
  - ⑥の地点 ⑤の地点から 一三〇度四三分三六秒 一〇・八〇メートルの地点
  - ⑦の地点 ⑥の地点から 五〇度三三分一四秒 五・〇三メートルの地点
- (3) 面積  
一、〇四九・二九平方メートル

2 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

第一種月浜漁港区域内

東松島市宮戸字三サ河 五三番地に隣接する公有水面

(2) 区域

- 次の各地点を順次に結んだ線及び水の地点とイの地点を結んだ線により囲まれた区域
- イの地点 基点(A3)(北緯三八度一九分二七・一八五五二秒 東経一四〇度〇九分二五・六一五六二秒)から一三〇度五五分〇八秒 九五・七七メートルの地点
- 口の地点 イの地点から 七二度三三分三七秒 一五・〇〇メートルの地点
- ハの地点 口の地点から 一六二度三三分三七秒 二〇〇・〇〇メートルの地点
- ニの地点 ハの地点から 一五二度三三分三三秒 九二・三三メートルの地点
- ホの地点 ニの地点から 一三〇度三〇分四二秒 六〇・五六メートルの地点
- (3) 面積  
二二、三六三・一一平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

### 公 告

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十二年八月六日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

岩沼市北長谷字畑向山南二十八番二及び二十八番三の各一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

岩沼市北長谷字畑向山南二十七番二 医療法人社団みやぎ清輝会

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十二年八月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

黒川郡大和町吉岡東三丁目一番四

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

黒川郡大和町吉岡字東下蔵百四番地

## 教育委員会

杉元 新一

○宮城県教育委員会告示第十八号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十二年八月六日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

一 日 時 平成二十二年八月十二日 午後一時三十分

二 場 所 教育委員会会議室

三 傍聴者の定員

十二人

四 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

五 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二・二二一・三六一一）